

# 特別支援学校教育実習と介護等の体験に関する一考察

## Practical Training in Special Needs Schools and Nursing Care Experience Study

塚本 久義

### 要旨

特別支援学校教諭免許状取得の必修科目である特別支援学校教育実習を特別支援学校では実習生として受け入れて指導をしている。また、介護等の体験は小中学校教員免許取得に必須である。近年、特別支援学校教育実習・介護等の体験を希望する学生は増加しており、その対応について特別支援学校の立場から現状と課題をまとめ、教育実習等を希望する学生と教員養成を行う大学に望むことをまとめた。

キーワード：特別支援学校教育実習 介護等の体験 教育実習事前事後指導

### はじめに

教育実習とは、教育職員免許法施行規則に基づき、特別支援学校等の教育現場において、大学で学んだ理論や知識を生かすとともに、教育の現場にふれながら教育の実践的な知識、技能、態度等の基礎を修得するものである。教員免許状の取得には大学において教育実習の科目を修得することが必要となっている<sup>(1)</sup>。

また、介護等の体験は、「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許状の特例等に関する法律」(通称、介護等体験特例法)<sup>(2)</sup>に基づいて、義務教育学校の教員免許取得希望者に対して義務づけられた体験活動である。小中学校の教員免許状を取得するためには、この介護等の体験を行うことが必須となっている。社会福祉施設や特別支援学校で実施され、活動期間は、およそ特別支援学校が2日間、社会福祉施設が5日間の合計7日間とされている。

近年、特別支援教育に対する理解が広がり、A県においても、図1に示した通り、特別支援学級や通級による指導、特別支援学校で特別支援教育を受ける児童生徒数が増加している。<sup>(3)</sup>

これにともない、A県内において、令和4年5月1日現在、特別支援学校48校、特別支援学級2,944学級、通級による指導355教室が設置及び開設されており、図2に示した通り、それぞれの学校等において、特別支援教育を担当する教員が配置されており、その数も年々増加している状況である。<sup>(3)</sup>

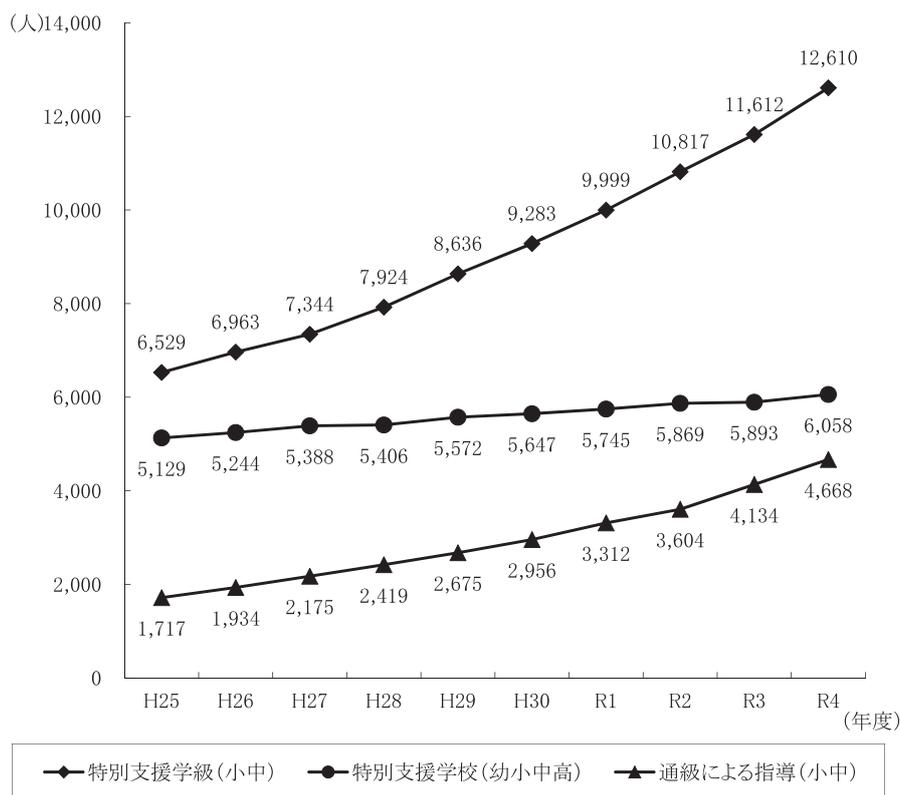


図1 児童生徒数の推移 (国立除く、各年度5月1日現在 ※「通級による指導」は、R2より高校を追加)

区 分		学校(学級・教室)数合計
特別支援学校	国	1校
	県	28校
	市	19校
	計	48校
特別支援学級	小学校	2,098学級
	中学校	846学級
	計	2,944学級
通級による指導	小学校	229教室
	中学校	86教室
	高等学校	34教室
	県立聴覚	6教室
	計	355教室

図2 学校(学級、教室)数(政令指定都市含む) 令和4年5月1日現在

A県教育委員会においては、すべての学校園内において特別支援教育の支援体制を充実させるため、特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有率100%を目指しており、さらに、特別支援学級担任等に対しても、特別支援学校教諭等免許状保有率向上を図る施策を打ち出している。<sup>(4)</sup>

このことから、A県公立学校教員の募集人数についても、今後3年間（令和5年度～令和6年度）の教員採用見込計画において、特別支援学校以外の他校種については、減少がみられるものの、特別支援学校については、現状維持の100人規模での採用が続く予定である。<sup>(5)</sup>

このような特別支援教育の需要の高まりを背景に、近年は、特別支援学校教諭の免許取得可能な大学は増加傾向にあり、特別支援学校へ教育実習の問い合わせが増えている。

また、介護等の体験については、文部科学省は、その目的として、「教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図るため」<sup>(6)</sup>と示しており、教員が将来出会うことになる多様な障害について理解を深めるために介護等の体験を小中学校免許状取得の必須条件とした。

これら、社会情勢の変化や法制度の中で、多数の学生を受け入れる特別支援学校から見た特別支援学校教育実習と介護等の体験の現状とその対応、実習を行う学生や学生を派遣する大学に対して特別支援学校から求めること、教育実習等の制度について特別支援学校から国や県へ求めること、そして、よりよい教員育成に向けた教育実習等教員養成の今後の方向性について、まとめてみた。

## 1 特別支援学校教育実習と介護等の体験について ～B地区の特別支援学校の例より～

### (1) 教育実習及び介護等の体験の受入れ

特別支援学校教育実習と介護等の体験について、A県内の比較的交通の便がよく、近隣に大学等も多く設置され、教育実習生や介護等の体験を希望する学生が増加しているB地区の4校の特別支援学校を具体例として取り上げることとした。

特別支援学校での教育実習の希望者数が増加していることから、B地区にある4校の特別支援学校では、令和元年度より教育実習の申し込みに必要な事項を統一し、窓口を1本化して受付をしている。

教育実習実施要項によると<sup>(7)</sup>、受入れ要件として、特別支援学校教諭の免許状を取得し、かつ特別支援学校で勤務することを希望する者に対して、教育実習の機会を提供することとしている。

さらに、条件として、大学、短期大学及び教員養成機関に在籍し、当該4校の特別支援学校の通学対象地区に在住または帰省先を有する者で、幼稚園、小学校、中学校、高等学校いずれかの免許（取得及び取得見込み）を有する者、A県教員採用試験を受験する者とし、これらの要件等に合致する者のうち、校長が許可した者と定めている。

申込み受付は4校取りまとめて代表校が行うが、実習期間はそれぞれの実習校が決定し、人数は、4校が受入れ可能な人数としている。なお、実習の可否については、総合的な判断に基づいて選考を行い、実習校に通知している。事前のオリエンテーションは、実習の2～3週間前に各実習校で実施している。

実習の内容は概ね、①特別支援学校の教育全般、②児童生徒の理解と支援、授業の観察と参加、教材研究の実際、授業の実際、③学校行事等への参加手伝い、環境整備等、④その他、各実習校が教育実習中の体験として計画する内容となっている。

一方、介護等の体験については、大学等が事前に、県教育委員会に対し受入依頼予定者数を

報告し、それを元に、県教育委員会が、県下各地域の特別支援学校へ学校の規模等に応じて、人数を割振するシステムとなっている。受け入れ先が決まると大学等は、当該学校と連絡をとり、必要なやり取りの後、介護等の体験の実施となる。

対象者は、大学等に在籍し、小学校及び中学校教諭の普通免許状を取得し教員採用を目指す者で、A県内の大学等に在籍する者又は、A県内に帰省先を有しA県以外の大学等に在籍する者となっている。

## (2) 実習等を希望する学生数の増加

教育実習については、ここ数年、B地区に限らず近隣のC府や政令都市であるD市でも、特別支援学校教諭免許状が取得可能な大学が増えた。また、B地区には、C府の大学に通う学生が多く在住しており、5年前までは、大学所在地での実習に漏れた学生が多くB地区に流れてきていた。

平成30年の段階で、B地区の3つの特別支援学校には、1校当たり12～20名近くの学生からの申し込みがあり教育実習の受け入れをしていた。なかには、同じ学生が複数校に応募しているケースもあった。このことから、令和元年からは、B地区に設置された4校の特別支援学校で同数の学生を受け入れ、応分負担できるよう協議を重ね、令和元年度からは1校あたり10～12名程度の学生になるよう全ての応募者を集約して、4校に配分するシステムをとることになった。令和2年度の募集からは、4校で募集要項を整え窓口を一本化した。

なお、応募が定員を超えた場合は、必要事項のほか、特別支援学校での実習を希望する理由や実習で学びたいこと、大学内外で取り組んでいる活動(クラブ・サークル・ボランティア等)を記載する「教育実習エントリーシート」<sup>(8)</sup>に基づいて、選考を行っている。

介護等の体験については、県教育委員会から割り当てられた人数を、年度当初に校内で調整し、各学年学部で受け入れている。コロナ禍以前は、特別支援学校1校につき、20～30名/回程度の学生を年間10回程度受け入れていた。しかし、学校行事等の絡みもあり、調整が難しく、行事の隙間を埋めるような形で、綱渡り的に計画・実施をしていた。令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大により中止であったが、令和4年度は、新型コロナウイルス感染前の学生数が割り当てられた。受け入れる特別支援学校も準備をしていたが、結果的に大学側から介護等の体験代替措置をとるとの連絡が入り、辞退するケースが多く、実際の受け入れ人数は、少数であった。

介護等の体験の実施にあたっては、学年学部からの希望をもとに、児童生徒の介助や交流を通じたふれあい、学校行事等のサポートや環境整備、その他特別支援学校が介護等の体験活動として計画した活動に参加している。

## (3) 受け入れ学校から見た学生の印象

受け入れ学校から見た教育実習や介護等の体験を行った学生の印象について、4校の現職管理職からインタビュー形式で聞き取った。<sup>(9)</sup>

### (3)－1 特別支援学校管理職からの聞き取り

(実習に対する熱意、意欲、心構え)

- 休み時間にグラウンドに出て、子供とボール遊びをしたり、話し相手になったり、興味のあることを一緒にして、子供の実態に応じて丁寧に関わろうとしている。
- 「言葉遣い」や「服装」、「所作」なども意識的に心がけ、子供と接している。
- 教育実習の機会に少しでも吸収しようと、授業見学、先生方からのアドバイス、生徒から学ぶ等、メモを持ちながら、積極的に学ぶ姿勢が感じられる。
- 決められた時間をまもり、体調管理に留意し、決まりやルールを守り、服装身だしなみに留意して参加している。
- はじめは、特別支援教育に関心をもなかつた学生が、介護等の体験がきっかけで、障害のある児童生徒と関われる特別支援学校の免許状を取るために、教育実習に来る学生もいる。
- 介護等の体験で、ジーンズ、華美な化粧や服装、茶髪、ピアスなど身なりに課題があり過去に注意した学生がいた。
- 社会人としての言葉遣いができずに指導を行った。学生の生活指導が必要である。
- 教育実習の目的が理解できていないのではないかと疑うケースがあった。指導する担当教員のモチベーションが下がってしまうケースがある。

(学習指導、児童生徒との関わり方等)

- 子供の前で、率先して挨拶をし、明るく元気に振舞おうと努力している。
- 障害のある子供との関係が築けるのか、子供と打ち解けあえるか、どのように接したらよいか、自分のコミュニケーション能力に自信がない様子が学生の姿から見て取れる。
- 児童生徒の前に立つと、過度の緊張、過呼吸が生じ、実習途中であったが学生自らが辞退したケースがあった。
- 研究授業のための学習指導案が書けず、大学の指導教官にもサポートしてもらったが、耐えられず、研究授業が大きな負担になっている。
- 漠然とした不安、何をすればいいのかわからない、具体的なイメージがわかないまま過ごしてしまう学生がいた。

(担当教員との関係)

- 学生の方から担当教員に申し出て、仕事の一部を手伝ったりできる学生がいる。
- 謙虚な姿勢で感謝の気持ちをもって、少しでも吸収しようと積極的に授業参観に行き、教員の発問や板書の仕方、話し方など学ぼうとしている。
- ティームティーチングの場面が多いので、教室で立っているだけでなく、質問や自分の考えを伝える姿勢を持ってほしいと感じる学生がいる。

(教育実習の目的)

- 学校は、教員を目指す学生を条件に受け入れているが、学生の中には、教員免許状を取るためだけを目的に教育実習を受ける学生がいる。

受け入れる学校は、学生に対して意欲的に取り組む態度や心構え、児童生徒や教員との最低限のコミュニケーション、自覚や責任感をもって取り組む姿勢や主体的に学ぶ姿勢を培ってほしいとその資質能力を望む声が多い。これは、教員に特化しない社会人としての基礎力を培ってほしいと望む声とも受け止められる。

一方、学生は、研究授業や障害のある児童生徒への向き合い方など、不安と緊張の中で、戸惑いを感じながら、実習を過ごしている実態が想像できる。

## 2 特別支援学校における教育実習・介護等の体験への対応の状況

### (1) 教育実習への対応状況

B地区にある特別支援学校では、教育実習生を受け入れる許容人数として、2週間の中で教育実習生の動きに合わせて調整する必要がある。教育実習生の研究授業を開催し、校内で反省会を実施するには、2週間の後半の2日間が適当であると考え、理想で言えば最大8人程度の受け入れが可能人数と考えている。

特別支援学校の実態として、教員の空き時間の確保が困難であり、空いた時間に実習生の指導時間を確保することができない。

児童生徒が下校してから、休憩時間を挟み、勤務時間終了までに、会議が入っているケースが多い。特別支援学校によっては、前日に計画を立てさせ、教員への質問事項を整理し、翌日に、効率的に教員に質問ができるよう工夫をしている学校もあるが、学生は、児童生徒の個人情報やその他のデータ、資料を持ち帰ることができないために、どうしても勤務時間が過ぎても、学校に残り、教材研究や学習指導案の作成、明日の打ち合わせの準備に追われ、指導を行う教員も学生が帰宅するまで、見届けざるを得ない状況である。

また、教育実習生を指導できる教員が不足している。教育実習生指導教員を決める際に考慮している点として、臨時講師や特別支援学校教諭免許状を所持していない教員以外から選んでいる。しかし、特別支援学校では、臨時講師の割合が高いことや、正規教員が部長等の役職を担っているケースが多く、そのような現状の中から、毎年、学生を指導する担当教員を選んでいる。このことから、指導教員が限られてしまい、担当する教員から見れば、指導しない教員も多い中で、2週間という長い期間、不公平感や負担感を感じているのが本音のところである。

さらに、教育実習生の研究授業の実施に当たっては、同僚から学生を指導した教員の力量が評価されると感じているところもあり、指導教員の引き受け手が少ないのも実情である。

### (2) 介護等の体験への対応状況

介護等の体験については、教育実習とは異なり、この体験自体は、大学が認定する単位ではないために、評価を求められない。体験期間も2日間なので、負担は感じている学校は多くない。

但し、受け入れる学生の質が特別支援学校でも話題になることがある。

このため、介護等の体験の実施にあたっては、事前指導として、その心構えと注意事項<sup>(10)</sup>について、以下のように文書で示し、担当者から説明を行っている。

本校で介護等体験を受ける学生のみなさんへ

〇〇特別支援学校

#### 介護等体験に当たっての注意事項

##### 1 介護等体験での心構えと注意事項

- (1) 児童生徒と接する時間は、積極的に児童生徒と関わって下さい。下校後は職員の業務の手伝いをして下さい。  
生徒にとっては介護等体験生であっても「先生」です。その自覚を持って過ごして下さい。特に実習中の学生同士の不要な私語、スマートフォンの操作等はないようにして下さい。実習態度が好ましくない場合には、大学と今後の実習の実施について、相談させていただきます。
- (2) 本校への往復および実習中は、社会人として正しい言動と清潔で端正な服装を心がけましょう。出勤時はスーツ等を着用して下さい。実習中の服装は、介助や活動しやすいジャージ等を着用して下さい。  
(頭髪の染色、ピアス等の装身具は厳禁します。介護等の体験にふさわしくないと判断した場合は実施をお断りする場合があります。)
- (3) 本校への往復は必ず公共交通機関を利用すること。(駐車場がないので、自家用車の利用は厳禁します。近隣施設への駐車もできません。また、自転車での通勤もご遠慮ください。)
- (4) 当日遅刻しないよう、事前に本校の所在地・場所・利用する公共交通機関の時刻等を十分確認しておくこと。(各自で行程の下見をしておいて下さい。)
- (5) 当日やむをえない事情で遅刻・欠席をする場合は速やかに連絡すること。(連絡先は下記)

図3 介護等体験に係る心構えと注意事項 一部略

### (3) コロナ禍での対応

コロナ禍の対応については、実習2週間程度前から、健康確認表(毎朝の検温・風邪症状の確認、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの行動管理、行動履歴など)を記入し、実習当日に持参することとなっている。

実習中は、健康管理はもとより、手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染症対策を徹底し、マスクは常時装着することなど、「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」<sup>(11)</sup>などの学校における感染症対策の取組について熟読の上、実習に参加している。

ただし、ワクチン接種の義務づけは行なわれていない。

### (3) ウイズコロナに向けて

実習中は受入先である各特別支援学校における感染症対策の指示に従うことや、発熱等の風邪症状やその他体調不良がみられる場合には、学校と相談の上、児童生徒等との接触は絶対に避け、自宅で休養することを学生に徹底している。

基本的な考え方として、コロナ禍にあっても、校内での感染防止対策を徹底し、未来の本県教育を支える教員志願者への実習の機会の提供に最大限努めていくこととしている。

### 3 教育実習生・介護等の体験学生を派遣する大学へ特別支援学校から求めること

教育実習生並びに介護等の体験の学生について、4校の現職管理職から、学生を派遣する大学に対して、求めることをインタビュー形式で聞き取った。<sup>(9)</sup>

#### (1) 特別支援学校管理職からの聞き取り

##### 【教育実習】

(学生の教育実習に対する熱意、意欲、心構え)

- 多くの学生はしっかり訓練されて実習に来るが、その一方で授業の組立が上手くいかず苦勞する学生もいる。
- 事前事後指導をしっかりと取り組んでいただいている大学もあれば、大学によっては、指導がなされているのか疑問に感じてしまうケースもある。
- 大学から教員としてふさわしい学生を選考のうえ、推薦する方向にできないだろうか。教職は成績だけでなく、人間性も重要な要素となる。
- 免許状取得のためだけの教育実習ではないので、実習生の一層の主体性を期待したい。

(学習指導、児童生徒との関わり方等)

- 授業実践や教科指導力について、実習校に一任されている感がある。大学と実習校とが十分に連携して指導を行うなど、大学が責任を持って教育実習に関わる体制を構築してほしい。
- 大学の先生が学生を見るために、学校を訪問されることがある。その際、その場で学生を取り出して指導する時間をとりたいと言われるケースがある。計画に沿って実施しているので、その対応に困ったことがあった。
- 教育実習の評価に「不可」をつけることで、卒業にかかわるのであれば、躊躇してしまう。
- 実習校でも適切な評価に努めることとしているが、担当教員によりバラつきがみられ評価の客観性の確保が困難である。

(担当教員との関係)

- 各大学から出されている実習日誌を統一できないだろうか。詳細に記載が必要なものから、簡素化されたものまで大学ごとに書式がバラバラである。統一していただければありがたい。

(教育実習の方法)

- 教育実習校を通学区域に定めているが、定員を拡大していくためには、県下であればどこでも実習を受けられるようにすればよい。その場合、宿泊が必要になるケースも考えられるが・・・。
- 介護等の体験と同様、教育実習についても、県教育委員会で一括集約し、県下の特別支援学校に教育実習生を均等に配置できるようにすれば、受入れ人数を増やすことができるのではないか。
- 高等部（職業科）のみの特別支援学校は、軽度の知的障害の実態から介護等の体験には向いていないのではないか。

### 【介護等の体験】

(学生の教育実習に対する熱意、意欲、心構え)

- 全体的に学生の質が低下しているように感じる。
- 社会人としてのマナー、服装、ルールをきちんと大学で指導してほしい。

(学習指導、児童生徒との関わり方等)

- 障害のある子どもの人権に係る表現や発言には、配慮してほしい。
- 2日間の介護等の体験であっても、特別支援学校は、「障害の特性に応じた対応」、「障害のある子供の理解の方法」、「障害のある子供の適切な関わり方」を求めている。このため、これらが大学における事前指導で押さえておいてほしい。

このように、学校現場は、学生に対して大学卒業後は、教員になることを前提に教育実習や介護等の体験を受けてほしいという願いがある。このことから、学生を送り出す大学に対しても、学生の熱意、意欲、心構えや学習指導、児童生徒との関わり方等について、その指導を求めている。

合わせて、児童生徒の前に立って、教員として必要な免許を取るために実習に来ているのなら、ある程度の障害に対する理解や人権、子供の特性やその対応方法を身に付けて実習に来てほしいと大学に対して期待している。

## 4 教育実習等の制度について、特別支援学校から国・県へ求めること

### (1) 教育実習等の受入窓口の1本化

教育実習生の受入人数が、地域や学校によって偏りがある。このため、県教育委員会の方で、まとめて受付をし、全県下の特別支援学校へ均等に割り振りをすることを提案する。このことにより、B地区の特別支援学校4校への偏りも解消される。さらには、教育実習指導教員の負担軽減が図られ、教育実習担当者にとっても、受付事務や選考事務も軽減されるものと考えられる。

介護等の体験については、既に、県教育委員会の方で、大学からの希望者を取りまとめされているが、B地区では、前述の通り、1回20～30名程を年間で10回程度受け入れている。学校行事等との関係でかなり調整が困難な状態である。このことから、介護等の体験についても全県下の特別支援学校へ均等に割り振りし、1校当たりの割り当て人数を少なくなるように提案したい。

### (2) 教育実習等に伴う人的配置

教育実習が行われる2週間は、実質、教員は超過勤務となっている。教育実習を終えた学生からは、「教員の仕事量の多さに驚いた。理想と現実とのギャップを感じた。先生の仕事は、思った以上に大変だというイメージをもった。」という感想を述べる学生もいる。

このことから、勤務時間までに業務が終われるように、教職員OBなどを活用した人的な配置を願いたい。

### (3) 教育実習等受付期間の統一化

都道府県によって、教育実習の受付期間が短いところや長いところがあり、バラバラである。受付期間が過ぎたという事由から他府県の学生を受け入れるケースもあった。教育実習等の受付期間を全国統一化できないだろうか。

## 5 よりよい教員育成に向けた教育実習等教員養成の今後の方向性

### (1) 特別支援学校からみた教員養成について

#### (1)－1 魅力ある学校づくり

現在、F特別支援学校に勤務する初任者2名を対象に、過去の教育実習の印象を聞いてみた。<sup>(12)</sup>

#### F特別支援学校初任者からの聞き取り①～教育実習の印象～（一部）

- 先生たちがバタバタしていて、話しかけにくかった。
- 朝早くから夜遅くまで働き、想像していた以上に忙しい職業だと感じた。
- 教師って、もっと楽しく仕事をしているものだと思っていた。
- 将来、自分が教師になった際、産前産後休暇や育児休暇、自分の時間が取れないのではないかと不安から、教員になることを避けた友人もいた。

教職への強いあこがれや思いを抱きながら、教育実習によって教職に対する希望や思いを著しく減退させるようなことはあってはならない。未来に活躍する学生を育てていくためにも、学校は業務改善を図り、働きがいのある魅力ある学校づくりにしていく必要がある。

#### (2) 学校体験活動（ボランティア体験）の拡充

さらに、F特別支援学校に勤務する初任者2名に、特別支援学校の教員になろうと思った理由を聞いてみた。<sup>(12)</sup>

#### F特別支援学校初任者からの聞き取り②～教員になろうと思ったきっかけ～（一部）

- 学生時代に、自然学校等へのボランティアを通じて、子供とかかわり、楽しさを感じた。そのことを経験して、自分もクラスを持ってみたい、教員になりたいと思う気持ちが強くなった。
- 小学校の特別支援教育支援員を経験して、障害のある児童と初めてかかわりをもった。授業は先生が教えて児童が聞いているものだと思っていたが、そこでは、先生と児童と一緒に授業を作っていく楽しさを知った。そのことがきっかけで、特別支援学校の教員を目指すこととした。
- 介護等の体験ではじめて、障害のある子供たちの反応や生の授業を見る機会となった。
- 特別支援学校の臨時講師を経験し、「音楽」を通じて障害のある生徒の可能性を伸ばしていきたいと思って特別支援学校の教員を目指した。

このように、自然学校等のボランティア体験、介護等の体験などのきっかけを通して、特別支援学校の教員をめざしたと答えている。

一方で、特別支援学校は、コロナウイルス感染対策や、個人情報の流出、不審者の侵入を警戒しいつも門扉が閉まっているなど、外部の関係者からは、学校に入るのはむづかしいというイメージを抱かれている。

特別支援学校における授業や部活動等の教育活動その他校務に関する補助、休業日において実施される学習やその他の活動に関する補助を体験する活動なども、教員を目指す学生にとっては、重要な意義のある活動である。教員の養成という観点からも、さまざまな機会を通じて、学生に障害のある児童生徒たちとの触れ合いがもてる体験活動をさらに拡充していくことは重要である。

## おわりに

大学等では、教材研究や指導案作成、模擬授業等が行われても、実際に障害のある児童生徒を前にした臨場感を体験することはできない。また、自分が授業をしなければいけないという緊張感の中で行う授業参観は、今まで見えていなかったことや気づきにつながるものである。

教育実習や介護等の体験を終えた学生に感想を聞いてみると、「はじめは緊張したけど、思っていたよりも、生徒の方から声をかけてくれ、親しみやすく、普通に接していけると思った。」という回答がとても多い。

実習は短い期間だが、児童生徒の授業での様子や普段の会話など、様々な場面で毎日関わっていると、児童生徒のいろんな一面が見えてきて、学生たちの障害のある児童生徒たちに対する先入観が実習で変化するものと考えられる。

また、朝から一日校内の教員の勤務する姿を見ることで、教員が行う仕事ぶりの全体像がつかめるようである。

改めて、教育実習、介護等の体験は、自らの教職への適性を確認し、教員としての資質能力の過不足を自覚する意味で、非常に重要な機会である。

これらのことをふまえて、多忙感のある学校現場で実習生への指導の負担が増加することを見越しても、教育実習等を希望する学生と教員養成を行う大学、そして実習生を受け入れる特別支援学校、設置者である教育委員会とが連携し、どのように未来を担う次世代の教員を育成していくのか、その具現化に向けて環境を整えていくことが今後の大きな課題であると考えられる。

### (注)

- (1) 昭和29年文部省令第26号「教育職員免許法施行規則第6条、7条」平成25年8月8日改正
- (2) 平成9年法律第90号「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許状の特例等に関する法律」(通称、介護等の体験特例法) 1997年(平成9年)
- (3) A県教育委員会「令和3年度 Aの特別支援教育」令和4年3月
- (4) A県教育委員会「認定講習による教員養成」(特別支援学校に勤務している教員又は勤務しようとしている教員を対象として、特別支援学校教諭免許状を取得するための講習会を毎年夏季に実施) 令和4年度
- (5) A県教育委員会事務局教職員人事課「令和5年度A県公立学校教員の募集について」令和4年4月7日
- (6) 文部科学省「介護等体験一般に関するQ&A」
- (7) E特別支援学校HP「令和5年度 教育実習申し込み要項 (HP掲載決定版)」

- (8) E特別支援学校HP「令和5年度教育実習エントリーシート」
- (9) 「特別支援学校管理職4名へのインタビュー」令和4年11月21～24日実施
- (10) E特別支援学校「令和4年度 介護等体験実施要項 介護等体験に係る心構えと注意事項（一部略）」  
令和4年4月
- (11) 文部科学省「新型コロナウイルス感染症に対応した学校再開ガイドライン」
- (12) 「F特別支援学校初任者2名へのインタビュー」令和4年11月23日実施